

資料 3

第1次一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）にかかる障害児・者福祉施設等の基準の条例委任について

1 法律の改正内容

地方分権改革推進計画（H21.12.15閣議決定）を踏まえ、関係法律の整備（42法律）を行う。（平成23年5月2日施行）

地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、義務付け・枠付けの見直しを行う。（施設・公物設置管理の基準の条例委任）

2 障害福祉関係で条例委任される基準

<障害者自立支援法関係>

- ・ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
- ・ 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準
- ・ 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準
- ・ 障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準
- ・ 障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準
- ・ 障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準

<児童福祉法関係>

- ・ 児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準
- ・ 児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準

3 条例の施行時期

平成24年9月議会を目途に条例を制定し、25年4月施行を予定。

県条例で一定の裁量が認められる事項

現在省令で定められている基準は、「従うべき基準」「標準」「参酌すべき基準」に分類されます。このうち「従うべき基準」は、県が条例で省令と異なる内容を定めることができませんが、「標準」および「参酌すべき基準」においては、異なる内容を定めることが一定許容されます。

<基準に係る条例委任の区分>

分類	定義	主な内容
「従うべき基準」	<p>条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない。</p>	<p>①従業員に係る基準及び員数 ②居室・病室、指導訓練室・遊戯室等の床面積 ③適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連する基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容及び手続きの説明及び同意 ・サービス提供拒否の禁止 ・身体拘束等の禁止 ・秘密保持 等
「標準」	<p>法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの。</p>	<p>利用定員に関する基準</p>
「参酌すべき基準」	<p>地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。</p>	<p>上記以外のその他の設備及び運営に関する基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居室・病室以外の施設（訓練・作業室、相談室等） ・サービス提供困難時の対応 ・サービスの提供の記録 ・心身の状況等の把握 <p style="text-align: right;">等</p>

<アンケートの実施>

施設等の基準の条例委任について、関係者の意見を伺うためアンケートを実施

- 1 実施期間 平成24年1月27日(金)～2月9日(金)
- 2 調査対象 全ての障害児・者施設、市町、関係団体 (39 団体)
- 3 調査項目 現行基準について、県条例で変更すべきものがあれば、その内容や理由を御記入ください。
- 4 調査結果 下記3件の回答がありました。

意見提出者	意見内容
障害者支援施設	<ul style="list-style-type: none"> ・「ブザー又はこれに代わる設備を設けること」について、知的障害者の場合、ブザー使用の理解が難しく本来の使用目的を果たせない。「必要に応じて設ける」に変更。 ・「契約内容の市町村への報告」について、不要との声もあるので変更。 ・「健康管理」について健康保持のための適切な措置について、もう少し具体的な内容を定めて欲しい。 ・「非常災害に関して必要な設備を設ける」とあるが、もう少し具体的な内容を例示として記載して欲しい。 ・同一建物・同一敷地内で、ケアホームと通所事業所を開設することはできない旨を規定。
知的障害児施設	<ul style="list-style-type: none"> ・基準はあくまでも最低基準であり、これをクリアしているからといって児童の発達支援に必要な条件を満たしているとはいえない。
知的障害者通所授産施設	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県の地域性(独自性含む)にあった基準を検討願う。

<今後の日程(予定)>

- ・ 2月下旬 本県案(骨子)を策定のうへ、各事業所、市町、関係団体に照会
- ・ 基準内容の検討、条文案の作成
- ・ 5月 県民政策コメントを実施
- ・ 9月 条例案議会提出
- ・ 関係規則、要綱等整備
- ・ 平成25年4月 条例施行